

昭和61年 5 月14日（水）

昭和54～56年の銀行局行政(2)

商工組合中央金庫副理事長
元 銀 行 局 長 米 里 恕 氏

出席者

元銀行局長

大蔵省財政史編さん顧問

協力者（銀行局保険第二課長）

〃（大臣官房参事官）

米 里 恕

谷 村 裕

鏡 味 徳 房

小 山 嘉 昭

目 次

I	公定歩合	4
1.	54年7月、11月の引上げ	4
(1)	情勢	5
(2)	物価と景気との考え方	5
(3)	物価対策としての公定歩合引上げの効果	6
2.	55年2月、3月の引上げ	8
(1)	情勢	8
(2)	公定歩合引上げと予算審議	9
(3)	対郵政折衝	10
3.	55年8月、11月の引下げ	11
(1)	情勢	11
(2)	時期と幅の論争	12
(3)	対郵政折衝難航	13
(4)	長期金利問題	15
4.	56年3月の引下げ	16
(1)	景気のかげり	16
(2)	対日銀、対郵政折衝難航	17
(3)	長期金利問題	18
(4)	金利政策の矛盾	19
II	郵貯懇	21
1.	郵貯懇ができた経緯	21
(1)	55年の郵貯の伸び	21
(2)	個人年金問題	22
(3)	中立委員会の構想	23
(4)	12月28日夜の決定	24
(5)	メンバーの選定	26
2.	郵貯懇等の審議	27

(1) 審議の概要	27
(2) 56年3月の陳述	27
(3) 与野党、郵政審の特別委員会審議	29
(4) 56年6月の陳述	30
(5) 答申	31
Ⅲ 国債評価方法の変更	32
1. 多額の国債評価損の発生	32
2. 評価方法の改正	32
3. 堀議員の反論	36
(1) 55年1月の衆院大蔵委	37
(2) 参考人に質疑	38
(3) 注記で解決	39
4. 業界の論議と選択の結果	40

I 公定歩合

米里 先日、銀行法の話をしていただきましたが、今回は残った問題の中で大きなものということで、公定歩合、郵貯懸及び国債評価方法の3つについて申し上げたいと思います。

この前申し上げましたように、私は、54年7月から56年6月まで銀行局長をいたしていたわけですが、その間、公定歩合は7回変更がございました。上げが4回、下げが3回であり、非常に活発に動いた時代であったわけです。

それで、その7回の公定歩合を、上げまたは下げの性格が大体似ていて、政策目標が大体似ているものは一くくりにいたしまして、以下、四つに分けて申し上げたいと思います。

この7回の公定歩合を動かしました当時の問題点を、それからトピックのようなことを中心に申し上げたいと思います。

1. 54年7月、11月の引上げ

米里 1回目といたしますか、私が銀行局長になった後で、初めて行われたのが54年7月の上げでございます。このときには4.25%から5.25%に1%引上げということで、ほかの金利、つまり預貯金金利あるいは長期金利を含めて全面改正を行っております。

それから、2回目が54年11月の上げでございます。このときは5.25%から更に1%上げて、6.25%にしました。このときは公定歩合の単独の上げで他の金利は動かしておりません。

実は、この2回の引上げは、大体政策目標その他性格がかなり似通っておりますので、一括して申し上げますが、更にその1回前の上げ、これは54年4月に3.5%という底から4.25%まで上げたのですが、このときも実は似たようなもので、54年4月、7月、11月、3回とも大体同じような傾向の引上げだったということが申せるかと思えます。

この54年4月のときは、私はまだ官房審議官、今の北村恭二総務審議官のポストにいましたが、それなりにポスト上、公定歩合にかかわっておりましたので、それをも含めたような感じで、この3回の上げについて、まず申し上げたいと思います。

(1) 情勢

当時は、ご承知のとおり第二次石油ショックの時代でございまして、第二次石油ショックによりましてWPIが上がり始めましたのが、53年11月。前の年の11月からWPIが徐々に上がり始めまして、54年の4月から上がり方が加速したという時代でございました。

54年2月、3月頃からだんだんにWPIの上がり方が激しくなりまして、2月、3月それぞれ前月比0.9%という数字になっておりますが、4月から1%台乗せということで、ちょっと数字を拾ってみますと、54年10月から55年6月までの間にWPIが7.9%アップしております。かなりの加速であったということだと思います。

CPIの方は、まだ当時落ち着いておりまして、そこまで波及してなかった。これは、もっぱら海外の原油価格の上げということから始まった物価の上昇だったと思います。

(2) 物価と景気との考え方

この3回の上げの時の主たる問題点というのは、「物価と景気との考え方」という問題が1つと、「物価対策としての公定歩合引上げの効果」、これは問題点といえますよりも大蔵、日銀の内部でかなり議論をし、かついろいろな意見が分かれていた点がこの2つであったというふうに申し上げられるかと思います。

その点を若干この3回の上げに関連して申し上げたいと思います。先ず「物価と景気との考え方」ということですが、当時の日銀の態度というのは、第一次石油ショックに対する反省しきりでございました。あのときは後手に回った、したがって、今度は第一次石油ショックの轍を踏まないためにできるだけ早めに物価を抑える必要がある、ということを当時強く主張しておりました。

それに対して、私も含めた大蔵側の意見というのは、第一次石油ショックと54年当時ではかなりいろいろな情勢が違っている。第一次石油ショックのときは、まず国内は列島改造ブームで、そもそも大変なインフレ気運というものが土壌にあったけれども、現在は企業はむしろ第一次石油ショック後の減量経営の時代であるというような違いもある。あるいはまた、第一次石油ショックの時は、主要国が完全に同時拡大の時代で、かなりそれぞれ強気の時代であったけれども、54年当時というのは、むしろOECDの見込みその他から見ても、景気落込みの予感が立てられているような国際

情勢であるというようなこと。あるいはまた、第一次石油ショックのときは固定相場であって、当時過剰流動性の因をなした外為会計の払い超が膨大なものになったということが、1つの金融超緩和のバックグラウンドになっていたけれども、現在はフロート制であって、外為払い超というような問題はない。こういったようなもろもろの違いがあるし、かつ第一次石油ショック後、景気が非常に低迷した時期に財政が奮闘して、景気をようやくここまで持ってきたというような感じが私どもとしては強かったわけです。

したがって、今、物価の問題もさることながら、景気の腰を砕くようなことがあってはいけないということで、景気と物価の両にらみが必要であるというようなことを言っていたわけです。

当時、両にらみという言葉は非常にはやりまして、新聞にも書いてありましたし、いろんなところで言われていました、しかし、この「両にらみ」解釈というのがまた分かれておりまして、日銀の方を縦にらみと我々は言っておったんですが、言葉はいかどうかわかりませんが、日銀の方は、要するに景気にプラスになるためには物価を抑えなければならない。したがって、物価を抑えれば景気はよくなるんで、したがって、何よりも物価を抑えなければならない、こういう考え方です。

大蔵の方は、そうではなくて、物価のために総需要を抑制すれば、景気の腰を砕くことになる。したがって、ややトレードオフ関係にあることを認めざるを得ないんで、そういった意味で物価にも景気にも配慮が必要だということは、ただ物価を抑えればいいという議論にはなじまない。これを我々は横にらみと言っていたんですけども、そういう縦にらみ横にらみの論争というものが、非常に行われていたということでもあります。

(3) 物価対策としての公定歩合引上げの効果

次に「物価対策としての公定歩合引上げの効果」ということであります。公定歩合を54年のような情勢の下で引き上げれば、物価対策としてどういう効果があるんだということについて、これまた大蔵、日銀で意見のそごがあったということでもあります。

当時、私どもが言っておりましたのは、第一次石油ショックに対して、確かに総需要管理政策により公定歩合も強力に引き上げたということで、あれはあれでよかったと判断していたわけです。それは第一次石油ショックの時に少なくとも我が国の場合

には、物価を押し上げたのは需給要因であったという判断があったわけです。

正確に言いますと、あのときは私は心理的な買占め、買急ぎが発生した仮需要という名前の需要であるということであったと思うんですけれども、そういう需給要因が非常にアンバランスになったということで、第一次石油ショック後の総需要管理政策は意味を持つけれども、今度の場合は明らかにコスト要因である。したがって、今、発生しているのはコストプッシュ・インフレであって、需給要因ではない。コスト要因であれば、それはむしろ理屈から言うと、生産性を上げてコスト上昇を吸収しなければならないというような性格のものであって、石油上昇、海外の要因で原油が上がったということは、ある程度価格に転嫁されるのはやむを得ないという立場をとるべきであると考えました。その分のコスト上昇は容認せざるを得ないんで、その範囲内に抑えるということは必要であるけれども、絶対に物価を上げさせないというようなことは、政策的に適当でないんじゃないかと、こういうようなことを言っていたわけです。

ちょうど総理が大平正芳さんで、大平さんが外部に対して、ある程度コストアップを認めるのはやむを得ないというような発言をされたこともありました。総理も当時は同じお考えであったと思います。そういったようなことで、問題はインフレ心理がそれによって醸成される。その結果、仮需要が起こるということは非常に困る。したがって、公定歩合を動かすと言うならば、それは総需要抑制ではなくて、仮需要が発生するのを抑制するための予防的措置である。こういう位置づけだというようなことを言いまして、その辺はかなり日銀とニュアンスが違いまして、いろいろ議論のあったところですよ。

ですから、当時の公定歩合を上げた後の大臣の御発言その他も、そういう言い方になっていると思います。予防的措置という言葉をたびたび使っておりますし、今回の公定歩合は総需要抑制ではないんだ。物価を抑えるのではなくて、仮需要を抑制して、その上昇ピッチや広がりを抑えるんだという考え方であったわけです。

この辺が日銀は必ずしもそうでもないということで、この3回の公定歩合の引上げのたびに、何のために引き上げるのかということでいろいろ議論のあったところでもあります。

もう1つ、大蔵、日銀を通じましてありましたのは、やはり公定歩合が54年4月までは3.5%という非常に低水準にありましたので、海外の要因から物価が上がり始め

たときに、水準是正といいますか、金融緩和感があまりに広がり過ぎている。それを払拭しなければならないというような水準是正的な考えがあったことは確かだと思います。

この3回の上げは、大体そんなようなことが主たる問題点で、それぞれ公定歩合を上げたということであったと思います。

2. 55年2月、3月の引上げ

米里 それから、第2グループに移らせていただきまして、55年2月、55年3月の引上げというのが次にまいります。

55年2月の上げは6.25%から7.25%まで1%の上げ、このときは金利の全面改定を伴っております。それから、すぐ翌月3月に7.25%から9%まで、これは1.75%という非常に大幅な上げですが、このときも金利の全面改定であります。

(1) 情勢

当時は、54年12月にOPEC総会が開かれまして、また原油上昇ということが上乘せされた。更に、アフガニスタン問題の影響などから海外の市況がかなり上がっているというようなことで、物価の上昇も54年の、先ほど申しました時期に比べて、かなり加速と申しますか、ハイレベルになってきております。

特に年が明け55年になりまして、1月半ば以降、商品市況が国内でもかなり上昇してまいったというような動きが見られまして、WPIは前年同月比で20%台を続けるというようなことになりましたし、CPIも逐次上昇してまいりました。

そこへ、4月になりますと、電力料金その他の公共料金の引上げが大幅になされると予想されるようなこともあり、かなり物価の問題が世間の注目を浴びたというような情勢だったと思います。

一方、経常収支は大幅赤字で、円安になっていました。250円前後まで円安になっていたというようなことがございますし、諸外国の金利も高いものになっていました。アメリカのプライム・レートが20%近くまでなっておりますし、アメリカも何度か公定歩合も引き上げる、あるいはこの年の3月にカーター大統領のインフレ総合対策といったようなものも発表されている。そういうバックグラウンドであったわけであり

ます。

(2) 公定歩合引上げと予算審議

この2回の公定歩合引上げで、主として議論になりましたのが、「公定歩合引上げと予算審議」という問題、それからもう1つは「郵政省との折衝」であります。

その2点について申し上げますと、予算案が55年始めに国会提出されたのが、調べてみますと1月22日でございます。衆議院の総括質問が終了するのが2月12日か13日だと見込まれていた。衆議院通過が大体3月上旬になるだろう、という予測の下に公定歩合をどうするかということであったわけであります。

ご承知のように、これまで少なくとも衆議院段階での予算審議のときに公定歩合を引き上げたということは、全くなかったわけでありまして、その年も例年のとおり、野党の予算修正要求というものが出ていて、政府・与党は、これを拒絶しておりました。こういう時期でありますので、衆議院段階での公定歩合引上げは予算修正を招くという強い主張があったわけであります。

一方、日銀は物価がいよいよ大変だということで、声を大にしまして、予算審議といったことによって公定歩合引上げのタイミングが遅れるのは、我が国経済に深刻な影響を与えるというようなことをしばしば言っていたわけであります。

そうこうしますうちに、2月15日になりましてアメリカが公定歩合を12%から13%に上げました。このときかなりそういった機が煮詰まっていた時期ですので、これが1つのショックになりまして、日銀はどうしても上げたいと主張しました。

そこで、時の大蔵大臣が竹下登蔵相でございますが、再三大臣と省幹部が相談するということを繰り返しておりまして、竹下蔵相がともかく大平総理に相談してみようと言われたわけです。

私の日記を見ますと、2月15日であったかと思えます。このとき、大蔵大臣が総理に会っておられますので、恐らくこのときであったように思いますが、大蔵大臣が総理に会い、帰ってこられて、大平さんがこう言ったということを私どもに伝えられたわけです。大平さんは、「予算審議中であるからといって永久に公定歩合が動かせないというのは、今後非常に困ることになるんじゃないか。いつかの段階で、だれかがこういうことを突破しなければならないんじゃないか。おれと君とで泥をかぶろうや」、こう大平さんが言われたよということを大臣から伺ったということであります。

そこで、大蔵大臣は、早速野党に飛ばれまして、あちらこちらの根回しをやられたということで、衆議院予算審議中の2月18日にマル公引上げを決定するという段取りになるわけであります。

このときも、依然として、第Ⅰ段階で言っておりました思想というのは、私どもには残っておりまして、この引上のときの言い方も「インフレ心理に基づく仮需要を未然に防止するものである」という言い方で、「経済政策のスタンスは、両にらみの下で、当面、特に物価動向に重点を置くという判断をした」、こういう言い方になっております。

(3) 対郵政折衝

それから、このときは、郵政省との折衝が難航したという引上げでございます。このときと申しますのは、ちょっと不正確に申した上げて恐縮だったんですが、今申し上げているのは2月と3月の両方の引き上げを申し上げているわけですが、大平さんが決断されたのは2月の方の引上げでございまして、郵政省折衝が難航したのは3月の方の引上げであります。

郵政省との折衝がなぜ難航したかと申しますと、先ほど申しましたように、3月の上げというのは、7.25%から9%に1.75%上げるという非常に大幅な上げであったわけですが、9%まで上げたのは、論理的な根拠は特にはないわけですが、これでもう金利の引き上げは最後だというだめ押し、打ち止め感のようなものを出したいということで、大臣折衝の後に9%という数字になるわけです。過去最高の9%にまで上げたということですが、いずれにせよ大幅引上げでありました。

そこで、大蔵側といたしましては預貯金金利は余り大きな上げにしたくないという考え方があったわけです。これは、9%というのは臨時、異例の高水準であって、事態が解決したらできるだけ早く下げたいという、下げの機動性というものを残しておきたいという理由もありましたし、一方、景気の問題もございましたので、預貯金金利から波及する長期金利の上げを余り大きくしたくない、長期金利はある程度小幅の上げにしたいという考えもありまして、預貯金金利は0.75%の上げという考え方であったわけです。1.75%に対して預貯金金利は、0.75%の上げ、こういうことを主張していたわけです。

郵政省側はとてもそんな小さな上げでは納得ができないということで、1.75%の公

定歩合に対して1.25%は少なくとも上げてもらわなくてはならないというようなことを言っておりまして、この0.75%と1.25%の間に連日やり合うというようなことが続いたわけです。

結局、最終的には1年定期、2年定期は0.75%、3ヶ月と6ヶ月定期は1%ということで話がついた。同時に、長期金利は1年定期、2年定期に近い0.7%の上げということでおさまったわけですが、大幅引上げであっただけに郵政折衝が大変な公定歩合の上げであったと思います。

3. 55年8月、11月の引下げ

米里 それから、3番目のグループ。このときから下げに入るわけでありまして。年度で申し上げますと、今まで申し上げた上げが54年度ということになりますが、55年度に入ってからでは下げの時代になるわけでありまして。

この3番目のグループは、55年の8月の下げ、これは9%から8.25%に0.75%下げております。このときは、公定歩合単独と申しまししょうか、短プラだけは連動しましたが、それだけの引下げであります。

それから2回目の55年11月の下げは8.25%から7.25%に1%下げた。これは、全面金利改定ということになっております。

(1) 情勢

先ほどの情勢の続きであるますが、原油価格がずっと上がってございましたが、どうやら55年春頃から原油価格の上昇が一服いたしまして、物価が次第に落ち着いてまいりました。これが物価の数字に顕著に現れてまいったわけでありまして。WPIは大体この年の5月から、CPIは6月から顕著に落ち着いてまいったという情勢になったわけです。

そうなりますと、9%の公定歩合というようなこともありまして、景気の鈍化が非常に目立つわけでありまして、個人消費が非常に不振である、あるいは生産指数が非常に悪いというようなことが目立ってまいりまして、党から引下げの声が強くなると言う情勢であったわけです。

おまけに、この55年夏というのは異常な冷夏でございまして、そういったことから

の景気への悪影響もございまして、周囲が下げに向かって相当強くなってまいったわけです。

確かに9%という公定歩合は異常な水準でございますので、ここでも水準調整をそろそろする必要があるんじゃないか、物価に悪い影響を与えないで景気に十分配慮していくということが必要ではないか、こういうような情勢になってきたわけです。

この2回の公定歩合の特色は、「時期と幅の論争」、これは日銀との間であります。「対郵政折衝」、最後に「長期金利問題」というのがあります。

(2) 時期と幅の論争

「時期と幅の論争」と申しますのは、これは多かれ少なかれいつの公定歩合のときでもあるわけですが、前述のような情勢で党、新聞などからかなり下げの声が強まってまいりました。景気は事実はかばかしくないということになりましたので、9月5日に経済関係閣僚会議を開いて、公共事業その他の手当をしよう、こういうことが8月、夏の間に決まったわけであります。

大蔵省としては、こういった経済関係閣僚会議が開かれ、景気対策を講じることになると、9月に公定歩合を下げないではなかなかおさまらないだろうと見ていました。したがって、9月と、それからもう1回、11月の2回にわたって下げようということを8月ごろ申ししていたわけであります。それに対しまして日銀の方は、もっと早く下げたい、早期小幅論でございまして、0.5%ぐらいを早々に下げたいということを書いてきたわけであります。

新聞には盛んに「公定歩合引下げ近し」ということを連日書き立てるわけでありまして、大蔵省側は、早くやりたいというのが、8月にやると9月にもう1回下げさせられる懸念がある。したがって、小幅で何回もやる引下げというのは余り感心しないので、8月にどうしてもやるというなら0.75%はやってほしいということをいていたわけです。

日銀がなぜ小幅論かといいますと、円相場が懸念されるということが当時の主たる理由であったと思います。0.5%と0.75%で折衝しまして、結果的には8月19日に0.75%の下げということで、一応決着を見るわけです。

ところが、果たせるかな9月になりますと、当時の経企庁長官であった河本敏夫さん、あるいは政調会長であった安部晋太郎さんあたりから、強硬に再引下げの主張が

出てまいるわけです。

そこで、大蔵省側は、9月再引下げは反対であるという意志表示をすることになるわけです。8月に下げてから新しい経済指標も何も出ていないし、理由も全くわからない。したがって、反対であるし、ちびちびと何回もなしくずし的に公定歩合を下げるのでは、預金金利も下げられない。

と申しますのは、公定歩合を小巾の0.5%下げた場合に、フル連動でない限り預貯金金利というのはほとんど下げられないわけですから、0.5%を2回やられるというようなことは、公定歩合の効果から見ても余り意味がないので反対であるとうことを、かなり強く言うことになるわけです。

そうこうしておりますうちに、9月のCPIが意外に高いということがわかりました前月比1.5%、今、数字を調べてみますと、そういう数字になっておりますが、9月のCPIが意外に高いということで、これではなかなか公定歩合は下げられないというような論拠の1つになりまして、結局9月中は再引下げをしないで過ぎたわけがあります。

10月になりますと、CPIが下がってまいりまして、10月中旬、下旬あたりから大蔵省は日銀と折衝を開始しました。

ちなみに、10月のCPIは、前月比0.1%。9月と打って変わった状態で、9月が1.5%、10月が0.1%というように変わってまいりましたので、日銀と折衝を開始し、11月5日の日に8.25%から公定歩合7.25%に下げるという結末になったわけでありま

す。

その間、8月から11月までの間、ぶっ続けでこの問題で議論していたというような記憶がございます。

(3) 対郵政折衝難航

それから、郵政省折衝ですが、これが一番もめましたのが、後の方の55年11月の下げであります。

ご承知のように、郵政省折衝は、上げのときはまだやりようがありますけれども、下げの交渉は大変だという一般論があるわけです。この11月の下げの時には、大もめにもめたということでもあります。

8月の下げのときには、前に1.75%上げたけれども、預貯金金利は0.75%にとどめ

たという経緯もありまして、8月改定のときは預貯金金利はいじらないということできたわけですが、11月になりまして公定歩合が1%下がった。したがって、3月から通してみますと、公定歩合は3月に1.75%上がり、8月に0.75%下がり、11月に1%下がったということですから、3月の前の水準に戻った。一応こういうことになります。

預貯金金利は、3月に0.75%上がり、8月は見送り、したがって11月はどうするか、こういうことの議論なんです。私どもは1%下げをほしいと郵政省に申し込むわけです。公定歩合が1%下がったので、フル連動してほしいということと、もう一点、このとき新たに出てまいりましたのは、民間と同時実施してほしいという問題であります。

これは、ご承知のように、過去においては下げの場合に、必ず郵政省側は、いろいろ手続きがあるからとか、郵政審議会の日取りとかいうようなことで民間よりも大幅におくれて下げるということをやっていたわけで、したがって、民間が下げてから郵貯が下がるまでの間に相当シフトするというような問題がかねがねあったのですが、このときの条件として、11月中に民間と同時実施してほしいということを申し込んだわけです。

それに対しまして郵政省側は、下げるならばせいぜい0.5%である。しかし、これも大譲歩なんで、その場合には福祉定期を認め、「ゆうゆうローン」の限度額を拡大してほしい、高齢者用の「シルバー貯金」を認めてほしい、など数々のものを出してきて、それを全部呑めば0.5%。なお実施は同時実施というわけにはいかないの、一月おくれの12月下旬である、こういうことを言ってきたわけです。

この折衝は大変でございまして、事務方で連日折衝いたしまして、その後で局長折衝、私と貯金局長との折衝に移るわけですが、局長折衝だけでも10月29日、30日、31日、11月1日、連日やっているというようなことであります。

結局、11月1日が土曜日でしたが、土曜日の深夜にやっとセットできたということでありまして、結論は0.75%下げ。こちらは1%、向こうは0.5%で、間を取ったような形になるんですが、実はこれで十分なんで、55年3月前に戻したことになるわけでありまして。

11月中に民間と同時実施というのは、このときとれまして、初めてこういうことが可能になったわけです。

郵政省側は、その他の諸点につきましては、福祉定期預金、これは従来からも何度か認められていたものですが、これを結局認めることになりまして、一般の預金金利よりも0.75%高、取扱期間1年ということで、福祉定期預金を認めることになったわけです。その他の問題は全部だめ、こういうことになりましたが、ちょうど時期が11月ですので、わいわい言って予算折衝に持ち込まれるということに続くわけであります。

後で申し上げます、いわゆる個人年金戦争、あるいは郵貯懸戦争というものに、この年の暮れに移っていくというつながりになります。

(4) 長期金利問題

それから、「長期金利問題」、これが11月のときに、やはり相当もめたわけであります。主たる相手は興銀であります。

先ほど申しましたように、公定歩合も預貯金も3月引上げ前の水準に戻ったということでございますので、長期金利も、そういった平仄もございまして、0.7%下げということを目標に私どもは折衝したわけです。

問題になりましたのは、国債と金融債であります。国債、金融債ともに流通利回りが0.7%下げるような状態になっていなかったわけであります。国債は改訂前の発行条件と大体トントン。金融債は多少差はありましたが、下げるなら0.2%か0.3%ぐらいの乖離がある。とても0.7%下げるような状態ではない。流通利回りから見ると、そういう状態であったわけです。そこで、国債引受シ団及び興銀と折衝するわけあります。

この0.7%下げるということは、もちろん公定歩合を下げることによって景気に刺激を与えようということでもありますから、このぐらい長期金利を下げないと公定歩合を下げた景気刺激の意味が薄らいでしまうというようなこともありましたし、一方、郵政との戦争、つまり郵貯戦争で、しばしば長期金利をもう少し下げるつもりであるということを我々は論拠として使っているわけであります。

郵政省の方は、とにかく預貯金金利を下げるのは、個人の利益に反するから反対だということですが、私どもの方の議論は、結局金利を全体として下げて、景気を拡大し、雇用を増大するということが、回り回っては個人に利益になる。したがって、キャピタル自体がふえるわけなんで、インカムの利益というものは、景気全体がよくなることによって十分保証されるんだ、個人にとってもそれは利益だ、こういうような

議論になるわけですが、そのためにも長期金利を下げないというわけにはいかない。こういったようなことから理財局長―渡辺喜一理財局長でしたが―が国債シ団と非常にハードに折衝をやられた。

私は、主として興銀との折衝をやる。こういうことをやっていたわけですが、いずれも難航を極める。興銀は、確か当時、池浦三郎頭取は海外へ出張中であつたと思います。菅谷隆介副頭取ともつばらやっておつたわけですが、菅谷さんが時々国際電話で池浦さんのご意向も聞いてはこちらに連絡してきていたというようなことでした。結局折衝しました結果、菅谷さんの回答は、消化状況から見て0.7%はとても無理であるというのが興銀としての結論である、こういうことを言ってきたわけです。

そのうちに、池浦さんが帰国されまして、11月18日に私が池浦さんのところへ行きて、池浦さんと折衝しました。そのときは池浦さんは非常にはっきりした態度をとられまして、大蔵省がそこまで言うならば、天下国家の判断として、私は従いますと言うことで、こちらの方は決着がついたわけです。

同日、理財局長と一緒に全銀協会長のところへ行きて、国債の方もセットするということで、11月の下旬にはやっとこの長期金利問題も片づいたわけですが、当時としては相当ガタガタした問題であつたわけです。

4. 56年3月の引下げ

(1) 景気のかげり

米里 最後に56年3月の引下げであります。7.25%から6.25%に1%下げたということですが、情勢は、景気が非常にかげってまいっているということが顕著になっておりました。個人消費、住宅が悪い、在庫調整が非常に長引いている、こういうようなことで、年の初め、これは56年の初めになりますが、初めから公定歩合引下げの声が非常に強く出ていたということでもあります。

ところが、このときも非常に難しかったのは、年の初めからの市場を見ますと、長期金利は、国債流通利回りから見ますと、むしろ発行条件よりも0.3ないし0.4%高い、変えるならばむしろ上げてくれというようなことで引下げはとても無理である、こういう情勢であつたわけです。

一方、C P I も結構高い水準。1月で言いますと、前年同月比7%台ぐらいの依然

高い水準でありましたので、そういったことを見ましても、預貯金金利あるいは長期金利の引下げはなかなか難航が予想されたわけです。

そこで、まず短期だけ下げて、長期は年度が改まってからやろうという、いわば見切り発車で短期だけを下げたというのがこのときの公定歩合引下げの特色であったと思います。

(2) 対日銀、対郵政折衝難航

次に対日銀、郵政折衝に移らせていただきます。ちょっと経緯を申し上げますと、3月4日に日本銀行から13日ないし16日—これは56年3月の話ですが—に引き下げたということを言ってきたわけです。幅は0.75%、預貯金金利はフル連動にしてほしい、こういうことを言ってきたわけです。

なぜ日銀が3月13日ないし16日と言ったかといいますと、3月17日にまた総合経済対策をやるということが見込まれましたので、自主性を示すためにその前にやってしまいたいという希望で、新聞が一斉に近く公定歩合を下げるということを書き立てるという事態になったわけです。

そこで、我が方としては、3月9日に郵政省に引下げ申し入れをして、事務方での郵政省との折衝を開始しました。

3月11日に渡辺美智雄大臣と前川春雄日銀総裁が会われまして、大臣が、下げるなら1%下げよう、少しずつやるとどうも下げの不満が残る。当時「残尿感」という言葉がありまして、少しずつやると残尿感が残る。したがって、思い切って1%やろうということと言われた。総裁は、0.75%にしてくれということと言われたわけです。これは円レートへの影響ということを1つ言っておられましたのと、もう1つはぜひフル連動にしてほしい。フルでないと金融機関収支に影響を与える。短プラが公定歩合とスライドして下がるとすると、預貯金金利がフルに下がらないと金融機関収支に問題が起こる、こういったような言い方で0.75%。私どもも、その席に同席しておりましたが、後から考えてみますと、結論ははっきりしなかったということであったと思います。大蔵省の方は0.75%に対する反論をして、1%と主張したということで帰ってきたわけでありまして。

2日置きまして3月13日に、郵政省と事務方の折衝で決着がつきませんので、局長折衝に移るわけで、私の方は公定歩合1%で預貯金金利1%、郵政省の方は預貯金金

利ゼロ、こういうことを言っていたわけです。郵政省がいつになく強硬でした。特にゼロと言っておりますのは、いつもは長期金利が下がるということで納得していたけれども、今の情勢を見ると、長期は下がるかどうか分からないというような情勢の下では、果たして景気に刺激効果があるかどうか自信がもてないから、預貯金金利を下げるのは反対だということで、ゼロで頑張っていたわけです。

翌3月14日、これはまた土曜日ですが、同じく局長折衝を昼間しておりまして、郵政側が少し折れまして、公定歩合が1%なら預貯金金利0.25%まで下りるということを書いてきたわけです。そこで、私は大体感触をつかみまして、院内の大臣一渡辺美智雄大臣ですが一のところへ行きまして、公定歩合1%で預貯金金利0.75%でおさめたらどうでしょうかということを大臣に伺ったわけです。大臣は、すぐ予算委員会に入っていかれまして、郵政大臣が座っておられるところへ行って、1で0.75%でおさめようやということを郵政大臣に言われた。郵政大臣は、そういうことで事務方に折衝させてみよう、こう言われたと言うんですね。そこで、大臣は、直ぐに日銀総裁に電話をされまして、1で0.75%でどうかとこういうことを言われた。

3月16日になりまして、月曜日ですが、総裁から大臣に電話がありまして、やっと政策委員を説得したということを書きまして、3月17日に政策委員会が開かれて決定する。こういう運びになったわけです。

(3) 長期金利問題

それから、3番目の「長期金利」の問題でございますが、これがまた前回と同じように、非常にめんどうなことになります。市況は3月は流通利回りがかなり高かったわけですが、それで3月に見切り発車しましたというのは、4月になれば資金余剰期でもあるし、短期金利は下がることでもあるし、そういう影響で長期の流通利回りも好転するだろうということを期待して見切り発車した、こういうことになるわけです。

3月現在では、国債はむしろ流通利回りの方が発行条件よりは0.3%ぐらい、金融債は0.2%ぐらい流通利回りが高いという情勢であったわけです。

一方、3月17日に総合経済対策が出されたわけですが、この中で党の要望がありまして、政府系中小企業金融機関の金利をぜひ早く大幅に下げたいということがありました。しかし、まだその段階で長期金利を下げるような状態ではありませんので、新年

度で長期を下げた場合には、3月18日に遡及して政府系中小企業金融機関の金利は下げるということで決定されたわけです。

したがって、年度が変わりますと、中小企業関係議員の中から1%はどうしても下げろというような非常に強い要望があったわけです。

一方、預貯金金利は、先ほど申しましたような0.75%の下げということになったわけで、景気対策あるいは対郵政の関係から見て、長期金利をかなり下げる必要があったということも事実であります。

更に、興長銀は、当時、国債のクーポンが8.0%、金融債のクーポンが7.9%で、金国逆転であるというようなことを言っておりまして、それを非常に問題にしておりまして、金国逆転解消を非常に強く主張していたという状態であったわけです。

そこで、4月に入りましてから政府系金融機関のトップの方々、興長銀あるいは中小企業庁長官、中小企業関係の議員先生方、政調会長、政調副会長というような方々と、非常に多角的に毎日折衝に歩くというようなことをやっていたわけです。

4月の20日に池浦興銀頭取が渡辺大臣のところに陳情に来られまして、とにかく金国のクーポンを同一にしてほしいということ、それから当時問題になっておりました、要するに金融債と長プラとの差の0.9%という利ざやは絶対に確保が必要であるということをお願いされたわけでありまして、

関係者が非常に多いものですから、紆余曲折を経まして、結局4月の下旬に国債は、クーポンで申しますと8.0%から7.6%に0.4%下げる。利回りでいいますと0.359%という数字になりますが、クーポンは0.4%下げる。金融債は7.9%から7.6%へ0.3%下げる。これで金国並んだわけですが、長プラは、したがって0.9%乗せの8.8%から8.5%に0.3%下げる。

こういうことになったわけですが、中小の方はおさまらないものですから、中小関係の政府系金融機関は8.8%から8.3%に0.5%下げる。開銀の基準金利は8.8%から8.4%に0.4%下げるというようなことで、従来長プラと政府系金融機関の基準金利とはすべて横並びであったわけですが、このとき長プラは8.5%、政府系中小金融機関は8.3%、開銀は8.4%というふうに非常に小刻みに分かれるというような異例のことになったわけでありまして、

(4) 金利政策の矛盾

公定歩合の経緯は、大体以上申し上げたとおりです。最後に若干つけ加えさせていただきますと、金利政策の矛盾というものが、やっている間に痛感されるようなことになっておったわけです。公定歩合を下げるという場合には景気刺激の実効性がなければならぬ。そうすると、公定歩合だけ下げても意味がないので、預貯金金利を下げる必要があります。金融機関のコストを下げる。

預貯金金利を下げるためには、預金者だけに負担を負わせるのではなくて、景気全体をよくしなければならぬという角度から長期金利も下げなければならぬ。

こういうことでやってきたわけですが、景気拡大のための金利引下げの要請と市場の実勢に応じて長期金利を決定するというメカニズム、特に国債市場を中心にしたメカニズムというものの矛盾がたびたび出てまいった。それが、今まで申し上げたような長期金利下げの非常に無理な形をとってくるようになったということでもあります。

この原因というのは、多様であるように思います。もちろん、一部自由化といいますか、市場金利、一部規制という過渡期もございましょうし、金利決定が二元化しているという問題も絡んでいるだろう。あるいはまた、資金の流れが非常に国際化されてきたときに、一国の経済政策を独自に進めるということは非常に難しくなっている。一国だけで金利を動かしても資金が流出入して、それが市場に影響する。こういったような問題もある。あるいはまた、昔ながらの金利体系の序列というものにしばられているというような問題もあろうかと思えます。

しかし、一番大きな原因は、やはり国債市場の流通利回りが長期資金需給全体の実勢ではないという問題であろうかと思えます。国債市場の流通利回りが、国債の発行量あるいは国際的な金利、そういったようなものに大きく左右されますと、長期資金全体の実勢でないものを長期金利として決めざるを得ないというようなことがあったかと思えます。

これは、この後も、この後といいますのは、私が退官いたした後もずっとこういう情勢はあったように思いますし、そのために長期プライムというものが非常に高どまりをする。資金需要はかなり冷えているにもかかわらず、国債の価格によって長期金利全体が決まるということになると、長プラが高どまりするということがありましたし、政府系金融機関の基準金利が長プラ横並びということになると、政府系金融機関の貸出がほとんど止まってしまう、こういうような状態もあったと思えます。

こういった問題をかかえたまま金融政策をやっていくということが非常に難しかっ

た、というのが感想でございます。

II 郵貯懇

米里 公定歩合は、以上で終わらせていただきまして、引き続き郵貯懇の方に移らせていただきます。

1. 郵貯懇ができた経緯

(1) 55年の郵貯の伸び

米里 まず、郵貯懇ができた経緯でございます。

これは、55年の郵貯の伸びというものがものすごい数字であったわけです。この前、50年代に入りましてからもう既に郵貯は民間の金融機関に比べて伸びが非常に激しかったわけですが、55年に入りましてから特にその傾向を顕著に強めまして、55年4月から9月までの間、残高比伸び率ですが、その数字を今見てみますと、郵貯は18.8%、都銀が6.2%、地銀が8.1%で、増加額だけでとりますと50%ぐらいの前年比増になっているというようなことで、個人預金全体に占める郵貯のシェアは、45年度末19%、55年9月には29%と、個人預貯金全体の3割になっているわけです。

ちなみに、もう1つ申し上げますと、54年12月の残高がほぼ50兆円、55年12月の残高がほぼ60兆円、1年間に10兆円ふえた。三菱銀行が1つふえたんだというようなことを当時よく申しておったわけです。そのぐらいの伸び方であったわけです。

なぜこんなに伸びたかということは、いろいろありましょうが、典型的な理由は、やはり限度額の引上げ、100万円から300万円まで引き上げられたこともございますし、定額郵貯の商品性が金利選好意識にマッチして伸びている。当時、もう86%は郵貯の中で定額郵貯であるという時期であります。

同時に、55年でございますから、グリーンカードの影響というものの、グリーンカードの影響というのは言い方がよくないかもしれませんが、グリーンカードによって起こされた世論の影響というべきかもしれません。そういったようなものがあったことは間違いのないと思います。

一方、当時は先ほど申しましたように、金利先安感の非常に強い時期でございます

から、そういった意味で定額郵貯が特に伸びる素地があったというようなこともあったと思います。

ともかくそういう勢いで伸びましたので、民間金融機関は非常にカリカリしていたという時代であります。

(2) 個人年金問題

その次に、「個人年金問題」というのが郵貯懸の引き金になるわけです。今申し上げたのは55年の郵貯の伸びの話を申し上げたわけですが、1年さかのぼりまして54年11月、前の年の11月に郵政省が新種の任意個人年金を始めたいという発表をしたわけです。

これは、①大正時代から昭和43年まで郵政省は本来個人年金を取り扱っていた。②しかし、昭和43年以降この募集をまったく停止していた。③その募集を停止していたんだけど、その後、高齢化社会が到来し、かつインフレも沈静してきたので、もう1回これを復活するんだと、当時はそういう言い方になっておりましたが、年金の最高額年240万円という案でした。43年以前の最高額というのは幾らぐらいであったのかといいますと、24万円であった。それを240万円にしたい。かつ年金額を通増制にしたい。年3%の複利で年金額を通増していくんだ、こういったような案を打ち出したわけです。

当時、生命保険の方の個人年金が非常に好調でございまして、毎年倍増しているという情勢はあったわけです。いずれにいたしましても、54年11月にこういうことを言い出したわけです。それから大騒ぎになりまして、直ちに党の方で熾烈な議論が行われ、当然のことながら通信部会は大賛成である。ぜひこれをやらなければならない。財政部会、大蔵省、生保、信託は絶対反対である。こんなものは民間でやっているんで、なにも官業でやる必要ないじゃないか、民業圧迫の典型であると、こういうようなことになるわけです。

54年の暮れも、これで非常にガタガタしたわけですが、12月になりまして、いわゆる5者案なるものができました。と申しますのは、党でこの問題を受けとめましたのが社会保障調査会で、そのとき早川崇先生が社会保障調査会の会長であったんです。その早川さんと、その調査会に小委員会ができて、小委員長が藤井勝志さん、その小委員会の主査が藤井裕久さん、それから通信部会長が山下徳夫さん、財政部会長

が高鳥修さん、こういう5人の案だ、こういうことなんですけれども、5者案として出ましたところ、高鳥先生は、おれは全くそんなこと聞いてないということを言明されましたので、それ以後「いわゆる5者案」というようになったわけですが、いわゆる5者案というのができたわけです。

それで、この5者案が、「個人年金制度を55年度中に発足させようじゃないか。最高限度は96万円である。240万円を少し削りまして96万円である。運用対象を拡大し、政策減税については民間の個人年金と同一に取り扱ってやろう」、といったような、いわゆる5者案というものが出たんですが、これが賛否両論といいますか、賛成論が圧倒的に多いんですけども、反対論もありまして、それだけでは決着を見なかった。

そこで54年12月28日の3役折衝にもつれ込みまして、3大臣覚書というものができたわけです。このときの大蔵大臣は竹下登さん、郵政大臣が大西正男さんで、官房長官が伊東正義さん、この3大臣ですが、その3大臣の覚書が「5者案を基本として引き続き調整の上、成案を得ることとする」、こういう文章になっております。

こういうことで、ともかくすぐに実現するという話は一応なくなったわけです。それで、55年にもつれ込んだ、ということでございます。

55年も、また年末になりまして、この個人年金問題が一層熾烈にぶり返されたわけです。

郵政省側は、320名余りの国会議員の署名を取りつけまして、個人年金実施ということで大いに氣勢が上がり、事務方は事務方で折衝しておったんですが、大蔵、郵政間ではさっぱりちががあかないというようなことであります。

一方、金融14団体、経団連は反対意見を表明するというようなことでございまして、12月25日に私と簡保局長と折衝しましたが、もちろん決着がつかない。26日に官邸の翁久次郎副長官に私と簡保局長が呼ばれて、そこで二人に議論させたんですが、二人とも全然譲らないものですから翁さんもあきれて、さじを投げられたというようなことで、27日にもう1回私は翁さんのところへ行っているいろいろ話をしております。27日は次官折衝、大臣折衝がありましたが、もちろん話がつかないということになったわけです。

(3) 中立委員会の構想

次に、「中立委員会の構想」というのをちょっと申し上げますと、毎年毎年年末に

なると郵政省が幾つかの項目を主張してくる。毎年大体5つ6つかの項目を繰り返して主張してくる。大体大蔵省は反対しますが、そのうち1つ2つは入る。そうすると、向こうは1勝4敗だとか、2勝4敗だとか、負けて悔しいとかいうことを言っておるわけですが、どうも随分発想がおかしいじゃないか。民間というのは何1つ獲得していないので、郵政省は毎年1つか2つ獲得して、官業が更に強くなっている。あと勝手に出してきたものが4敗だの3敗だの言って、負けたの勝ったのというのはまことにおかしいという考えをかねがね持っていたわけでございます。

その年はどういう状態であったかと申しますと、これまた幾つかございまして、先ほどの公定歩合の折衝のときに申し上げましたようなことなんです、郵貯の限度額300万円を500万円に上げてくれというような問題。高齢者向けの「シルバー貯金」を認めてもらいたい。「ゆうゆうローン」の限度額を70万円から100万円に上げてもらいたい。それと、個人年金、こんなようなところが主たるところだったと思います。

こういうことをやっていると、どんどん官業が拡大してしまう。しかも、これは個別の問題として議論するのは非常におかしいじゃないかというようなことで、それならば郵貯を簡保も含めて基本的な問題をまず議論して、その結果予算措置をするんだ、基本論をどこかでやるべきではないかということを言い出したわけでありまして。

そこで山口光秀官房長と話しまして、こういう中立委員会というものでまずやるべきではないか、ということを省議でお決めいただきました。

(4) 12月28日夜の決定

そして、中立委員会というものでやるべきでないかということで官房長が当時の官房長官の宮沢喜一さんにも接触をしまして、だんだん固めていった、こういうようなことなんです、それで12月28日の夜になりまして、夕方、3大臣折衝—官房長官と大蔵、郵政3大臣の折衝—があったときに、官房長官が提案されたわけです。

官房長官がそのとき提案されましたのは、内閣に中立的な検討の場を設けて基本問題を検討しようということと、個人年金は一定の条件のもとに本年下半期から認めさせることにしよう、こういう案を提出されたわけです。しかし、大蔵大臣は、1番はいいが、2番目は反対、郵政大臣は、1番目は反対で、2番目は賛成ということで物別れになった。両大臣が拒絶したということになるわけです。

そこで、3役折衝に移るわけですが、12月28日の夜、8時から官邸小食堂で3役折

衝が行われたわけです。このとき出席されましたのは、今の3大臣、このとき大蔵大臣は渡辺美智雄さん、郵政大臣は山内一郎さん、官房長官は宮沢喜一さん、その3人の方と3役、総務会長が二階堂進さん、幹事長が桜内義雄さん、政調会長が安部晋太郎さん、そういうメンバーだったと思います。

なお、政調会長の筆頭副会長の加藤六月さんが同席されたというので、結局7人の方でメインテーブルに着かれたわけです。ここで、宮沢さんが、また提案されるわけです。内閣に中立的な検討の場を設けて、8月末までに答申させるということにしたい。それから、個人年金は一定の条件をつけて、本年9月をめどに実施させることにしたい。なお、中立的な検討の場の結論は、大蔵、郵政大臣も結果を尊重することにしたい、こういうことを申されたわけです。

結局、こういうことで最終的には決まるわけですが、若干逸話的なことを申し上げますと、そのときに二階堂総務会長の3喝というんでしょうか、1度どなられると一喝ですが、3回どなられたんで3喝ということがあるわけです。

それはどういうことかと申しますと、まず官邸小食堂にはメインテーブルの周囲に若干人がおりまして、人がおったというのは私も含めてでおかしいんですが、銀行局長、向こう側の簡保局長、貯金局長、少数入っておりました、まず小食堂で二階堂さんが入ってこられたときに、既に小食堂の中にぐるっと郵政族が回りの椅子に座っていたわけです。つまり、フォローしようというのか、圧力をかけようというのか、それで途端に二階堂さんがどなり出されまして、おまえらは、こんなところへ入って聞いているような立場にない。直ちに出ていけということを、猛烈な勢いでまずどなられて、追い出されたわけですね。それで7人だけの会議が始まりました。

谷村 あなた方はいたわけですね。

米里 我々はいたわけです。

郵政省族は、それでどうしたかといいますと、官邸大食堂の方に大勢詰めかけまして、そこで待っているというか、圧力をかけているというか、大食堂でワイワイやっているわけです。

それで、宮沢さんがこの案を出されまして、それで決めようと、もちろん党三役は、既に意志疎通してますから決めようとしたときに、郵政大臣が非常に困りまして、しばらく休憩にしてくれということを2回、3回と主張したわけですね。

それで、二階堂さんが、一体休憩してどうするんだと言われました。これに対して

郵政大臣が相談しなければならないということを使った。そこで、二階堂さんが二喝目をやられるわけですね。そんなことは、おまえ1人の責任で決めるべきであって、相談などしたらまともやしな。絶対に休憩はとらせんということをしたというのが2回目ですね。

それで、郵政大臣も全く不承不承なんですけれども、その場で決めることになりかけた瞬間に、後ろに立っていた貯金局長が手を挙げて、顔を引きつらせながら、「郵政省の貯金局長でございます。一言発言させていただきたい。」と言い出したわけですね。

そこで、二階堂さんは3喝目をやって、「おまえらの意見を聞きに、きょうここでやっているわけじゃない。黙ってる。」とものすごい勢いでどなられた。それで、黙っちゃったということで決まったということで、結局二階堂さんの3喝で決まったと私は記憶しております。猛烈な迫力であつたし、かつ二階堂さんはどちらかというと郵政省にも非常にご理解の深い先生だと思っておりましたけれども、やはり党三役として、その場で決着をつけないといけないというお気持ちが非常に強かったんだと思います。これはちょっと余談ですけども、そういうことで郵貯懇が官邸小食堂で誕生した、こういうことでありました。

それで、28日は深夜終わったわけですが、12月29日になりまして、郵政族が大荒れをするわけですね。それで、あちらこちらへ関係者にどなり込みに行くというようなことで、29日集まって、反対決議もしております。そうこうするうちに年末の休みに入っちゃたものですからそのまま年が明けてしまったということです。

この懇談会は、正式には「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」、こういう名前なんです。私どもは、これを郵貯懇と呼んでおります。郵政省側は、これを金融懇—金融問題全般をやる懇談会ということで金融懇と呼んでおりますし、それから5者懇という名前もあるようで、どれが正確な名前だかよくわかりませんが、正確には今申し上げたような長い名前の懇談会であります。総理の私的諮問機関という性格になったわけでありまして。

(5) メンバーの選定

年が明けまして、1月14日にメンバーを官房長官が発表されました。有沢広巳さん、圓城寺次郎さん、土屋清さん、大来佐武郎さん、吉国一郎さん、こういうメンバーで

中立的な立場の方々と学識経験者である。こういうことです。

大蔵省は、全面的に賛成だということを言うわけですが、郵政省は絶対反対だということを言い出したわけです。

何が反対かといいますと、言い方としては、何ら事前に相談もなく、一方的通知であったのは納得できないというようなこと。それから、何も郵貯だけの問題を審議する場ではないはずで、政府系金融機関であるとか、民間金融機関のあり方といったようなものも含めて、広く金融全般をぜひ検討してほしい、こういったようなことで、官房長官に抗議メモを出したりしておりますが、結局結果的にはこのまま決まったわけであります。

2. 郵貯懇等の審議

(1) 審議の概要

米里 それから、郵貯懇の審議に移らさせていただきますが、郵貯懇は、第1回、56年1月26日に会合を開きまして、以後、月1回、関係者からヒアリングをするということになります。計7回ヒアリングが行われておりまして、対象は、一番最初に郵政、大蔵からヒアリングをいたしまして、それから間に中小企業団体、消費者団体、労働組合団体、金融界、経企庁、日銀、経団連、学者先生という順にヒアリングをしまして、最後にもう1回郵政、大蔵からヒアリングする、こういうスケジュールが発表されたわけです。

ヒアリングは、56年の6月までである。以後、ディスカッションを行って、8月に答申する、こういうスケジュールが決まったわけです。

したがって、私どもの出番というのは2回あったわけで、初めのときとヒアリングの最後のときでございます。

(2) 56年3月の陳述

簡単にこのときの情勢を申し上げますと、3月に1回目の陳述がございました。3月18日です。このときは、私と、当時理財局次長であった宮本保孝氏と2人で出席しております。私どもから陳述をいたしまして、問題を非常にしぼりまして、主として3つの点を陳述しております。

1つは、「金利決定の一元化」という問題であります。ご承知のように民間金融機関の金利は金利調整審議会で、国民経済全般の観点から判断している。経済政策全体の観点から決定するということで、その結果が景気、物価、雇用に及び、個人の利益にもなるものだという立場をとっているけれども、郵政審議会の方は、あくまでも預金者の利益という一元的な理念で行っている。

現在、金融政策がますます金利の弾力的な変更ということで実施していかなければならない時期に、我が国の金利体系から見て、預貯金金利がどうなるかということは、金融政策上、決定的な重要性を有するけれども、その場合の預貯金金利で民間と郵貯金利のバランスがとれていなければ預貯金金利を決めるわけにいかない。

こういったようなことから金利の決定方法が二元化している。理念が二元化しているということは、公定歩合の時期、幅あるいは金融政策全体に非常に影響するところが多い。特に下げの場合には、大蔵省はどうしてもあるタイムリミットまでに決定してしまわなければいけないという立場であるし、郵政省の方は反対して、まとまらなければ、それでいいんだという立場にあるんで、公定歩合の機動的な運営に非常にマイナスになる。ぜひこれは一元化してもらいたい。これが論点の第一です。

第2点は、「官業としての郵貯のあり方」ということであります。

官業としての郵貯について、本来補完論とイコールフットィング論とに、大きく分ければこういった考え方がなされるし、私どもは、本来は民間の補完であると考えている。民間と競争してシェアをだんだん拡大していく。しかも、競争条件が官業であるために、税の問題、信用の問題あるいは商品性の問題というような特典を持って、ますますシェアを拡大していくというのは、官業のあり方として非常におかしいのではなかろうか、こういうことを言ったわけです。

この肥大化を防止し、業務拡大を阻止していくというのは、イコールフットィングの立場からいっても、ぜひなされるべきであるということが第2点でございます。

第3点は、具体的な問題として、定額郵貯というものは、どうも商品としては問題があるということを申したわけであります。定額郵貯は、ご承知のような半年複利で10年間固定金利、しかも半年経過すればペナルティーなしで解約できる。こういった性格の商品であると、ピーク時に預けかえが起るに決まっているし、金利選考がますます強くなっているときに非常に有利な商品である。

しかし、この有利な商品というのは、利子を払う方から見れば、支払い利子の下方

硬直性ということでコストが割高になり、ひいては財政負担になるという性格のものだし、また民間ではこんなことはとてもできない。民業圧迫ということにもつながる。こういうことから定額郵貯という商品はぜひ見直していただきたい。

以上申し上げたような３点に力点を置いて陳述をしたわけでございます。

委員の先生方は概して好意的でございまして、このときは、ちょうど３月18日と申し上げましたように、公定歩合、56年３月の引下げの翌日でございましたので、主として議論は、今度の公定歩合引下げの経緯というものにご質問が集中したというようなことでございました。

(3) 与野党、郵政審の特別委員会審議

その次に、実はこの郵貯懇をやっております間に、類似といいますか、同じようなことを審議するものがたくさんでき上がったわけでございます。

その代表的なものを申し上げますと、自民党の中の政調会の通信部会の中に郵便貯金基本問題調査会というものができております。

それから、郵政審議会の中に郵政審議会特別委員会、これも同じようなこと。

それから、社会党の方も郵貯問題連絡会議、これも同じようなものでございまして、同じようなことがあっちこっちで行われているわけですが、この郵貯懇以外は全部郵政側の先生方が集まって審議されるというようなものであります。

郵貯懇の答申が出る８月までに全部答申を出そうということで審議をされるわけですが、やはり審議される際にどうしても大蔵省側を呼びつけないと審議になりませんので、大蔵省銀行局が盛んに呼びつけられるわけであります。私だとか、審議官だとか、北村総務課長が出席しました。

谷村 審議官は、だれだったかな。

米里 吉田正輝氏です。

呼びつけられて、はっきり言えば、つるし上げるみたいにやられるわけであります。その１つの例として、５月11日に党政調の通信部会、郵便貯金基本問題調査会の方にまいりましたときに、これは私がまいりましたが、どういう状態であったかということ若干申し上げますと、呼び出したのは大蔵、郵政両方呼び出しているわけですね。したがって、貯金局長も来ているわけですが、貯金局長に対する質問というのは一問もない。全部こっちに対する質問であるというようなことで、私の方からまた理

念一元化あるいは決定方式の一元化というような話をし、それで預金者の利益、預金者の利益とおっしゃるけれども、預金者の利益というのはマル優だとか、別の手段でやっているんで、金利政策でダイレクトに預金者の利益を図るというのはいかがであらうか。いわゆるポリシーミックス、そういったようないろいろな観点から見ても、この両方の政策目標を1つの手段でやろうとすれば、その政策手段の有効性を阻害するだけなんで、異なった政策目標は異なった手段でおやりになったらいかがだろう。そのために、郵貯が非課税であるとか、マル優とかいいうことが預金者の利益のために行われているんで、金利政策の目標の1つに預金者の利益を入れるのはいかがであらうかというようなことで、私は突っぱねておったわけであります。

先生方は、大体官業が民業の補完などとはどこにも書いてないというようなご意見であるとか、理念の一元化など、そもそも無理だというようなご発言。理念の一元化と申しますのは、私はこのときもいったわけですが、決定方式の一元化ということが重要なのではなくて、実は理念の一元化ということが重要なんだ。決定方式が二元化されても理念が一元化されておれば、それはそれでいいんだけど、然し理念の一元化を枠組み、仕組みで担保しようというのが決定方式の一元化なんだと、当時そういう議論を言っておったんですけれども、理念の一元化などというのはそもそも無理であるとの反論でした。

あるいはまた、サービスのいい所—郵貯なんです—を悪い所と—悪い所というのは金融機関だということですね—同列に落とそうという思想には絶対ついていけないというようなご発言とか、そういったような発言が展開されたわけです。

この調査会は、結局5月末に完全に郵政省の言い分をそのまま入れた報告書を発表するということになったわけです。

そういったようないろいろな会合において、郵貯懇の周りで郵政側の意見が述べられておった。こういうことでございます。

(4) 56年6月の陳述

6月に2回目の陳述の機会が与えられまして、6月23日ですが、このときは私と宮本保孝理財局次長、北村恭二総務課長の3人で行っております。

このときは、基本的なことは前に言ったんで、具体的な提案を中心にしようということで私から言いましたのは、金利決定の一元化については、郵便貯金金利について

も金融政策当局が決めた上限を超えない範囲内で決定するというような方法など、一体として機動的、弾力的に動き得るシステムを確立してほしいという言い方をしております。

それから、官業のあり方については、1つは少額貯蓄受入機関として業務拡大は行わないこと。それから、300万円は少額貯蓄として十分である。今後限度拡大は必要ないと考えられること。3番目は、定額郵貯の商品性の見直しを即時実施すべきであるというようなことを言っております。

このときは、それまでにいろいろ議論もありましたので、金融行政のあり方というようなものを大分私から説明しております。現在、護送船団行政とかなんとか皆さんおっしゃるけれども、競争を通じて効率化を図っているというような事情をいろいろご説明したわけです。

(5) 答申

これが6月23日でございます。その後数日して私は異動になる。こういうことになりますが、その後、宮本銀行局長時代に、ご承知のように8月20日に答申が出て、郵貯懇の答申事態は、私どもの意見は全面的に取り入れていただいた。こういうことであります。

その後、郵貯懇の結論が必ずしもそのまま取り扱われていないというのは、当時を考えると非常に残念でございます。

谷村 ついでに聞いておきますが、実際にそれを整理し、記録し、また答申を作成した事務局は内閣官房ですか。

米里 内閣審議室です。

谷村 室長は、だれだったですかね。

米里 石川周氏です。

谷村 石川周氏か。もちろん、石川周氏1人だけじゃないけれど、そのほかに数名いるに違いないし……

官房副長官は翁君だったですか。かわっていたかな。

米里 翁さんですね。

翁さんは余り関係されなかった。ただ、記者会見をやっておられたですね。だから、あのとき、聞いておられたんですかな。

鏡味 それと、審議するところには参加されていたことは間違いないです。

米里 やはり翁さんです。翁さんが、終わった後で記者会見をされた記憶があります。

谷村 そうか、それじゃそうですね。石川周氏と、それから何人かのスタッフがいたんだが、僕は、ちょうどあのころ行革をやっていて、非常に関心を持っていたんだけれども、現実にあの作文を書くときに、結局両省にそれぞれ提示したりなんかして、意見を聞いたりしながら書いたのだらうと思うんだけれども、実際は随分大変だったろうと思うんだね。

Ⅲ 国債評価方法の変更

1. 多額の国債評価損の発生

米里 その次は、「国債評価方法」でございます。これは6.1国債の問題から始まります。ご承知のように、6.1国債は53年に発行になりまして、54年1月から上場されたわけです。当時の客観情勢というのは、金利上昇局面でもあったわけですから、そういうこともあって非常な値崩れをしたわけでございます。99円50銭で発行されますが、54年4月に90円割れになりまして、54年暮には85円台、それから55年2月には81円台、それから55年4月の一番低いときは77円と、こういう値崩れを続けていたわけです。

そのために金融機関の評価損が莫大なものになってまいりまして、54年度上期決算で、都市銀行13行の評価損が2,045億円、地方銀行63行の評価損が1,011億円、信託銀行7行で564億円、それから長期信用銀行グループ3行で413億円、合わせて4,033億円の評価損という数字になっています。このほかに売却損があるわけです。

ちなみに、その前の54年3月期、53年下期になります。このときも既に1,854億円の評価損がある。それが倍増されて54年の上期の評価損になった。54年下期は、さらに5割前後評価損がふえるだろう。こう見込まれていたわけです。

2. 評価方法の改正

米里 この問題につきまして、実は私はかねて個人的な意見として、評価方法がおかしいという意見を持っていたわけでありまして。官房審議官をやっておりますときから、

しきりにそういう個人説を言っておったんですが、その理由はまた後でまとめて申し上げます。

現実の問題として、54年の暮れになりまして非常に困りました問題は、地銀がかなり多数赤字決算になりそう。54年の下期が相当の赤字決算になりそうだという問題が起こってまいりました。そこが金融機関の決算として、各経営者は非常に心配しておられたわけであります。

そこで、評価方法を現在の低価法と原価法の選択制度に改めたらどうかということで、54年の後半に事務方にいろいろ検討してもらっていたわけです。銀行課になりますので、当時の銀行課長が足立和基君ですが、全銀協にももちかけましたが、全銀協でもさっぱりまとまらないわけであります。

これは、後からまた出てまいりますが、全銀協はこの問題で非常に割れることになるわけございまして、これは都銀と地銀、興長銀、信託が割れるということだけでなしに、都銀自体が非常に割れたということございまして、全銀協に持ちかけてまとまらないし、賛否両論ありますと、その反対論の方が強いということになりますので、どうもむしろ否定的という感じが強かったわけです。

1つは、低価法の方が評価損が立ちますから税金面で有利だというようなこともあったようですが、なかなか業界に持ちかけてもまとまらないというようなことで、そのうちにだんだん54年下期の決算が近づいてまいる。決算をするためには、どうしても年明け早々からある程度次の決算をどうするか、3月期をどうするかということが具体的に始まるものですから、やるなら早くやらないとタイミングが間に合わないというようなこともありまして、12月9日に足立和基銀行課長が都銀懇にまいりまして、低価法を選択制にするということを告げているわけです。

そのときの都銀懇の態度は、いろいろ議論もありましたが、向こうで言っております最大の理由は、要するに国債はいろいろな問題を抱えている、そういったような問題が評価方法で糊塗されるというようなことでは困る。しかし、当局が選択制をおやりになるというのであれば、反対ではあるけれども、やむを得ないかなというようなことだったようです。

そこで、暮のぎりぎりになりまして評価方法改正の通達を54年の12月28日に出したわけであります。

54年の12月28日に改正いたしました内容は、従来は上場債券について低価法になっ

ていたわけです。時価または簿価の低い方、それを改正しまして低価法か取得原価による原価法かどちらかを選択していいというふうに変えたわけです。

なお、非上場債券については、従来から原価法でしたので改正後もそのままです。それから株式については従来低価法で、これは改正後もそのままということですから、変えました中身は、要するに上場債券の評価方法を低価法と原価法の選択に変えたということでございます。

これを55年3月期、というのは今進行しておった決算期ですが、それから実施する。ただし、継続性の原則は守ってください。いったんある方法をとったら正当な理由がない限りはその方法を継続してください、こういうことに変えたわけです。

以下その理由を、主なものを、4つばかり申し上げますが、1つは、低価法によって每期每期巨額の評価損が出ておりましたので、金融機関決算としては、どうしてもそれを補てんしなければならないということで、每期保有していた膨大な有価証券を売却していたわけですね。特に多いのは保有株式を猛烈に売却する。こういうことをやって利益を捻出して埋めているというようなことをやっていたわけですが、結局、これは金融機関から見ると、株式の含み益を每期每期喪失していくということになるわけです。

地銀が相当赤字決算が出そうだと申しましたのは、ほぼもう売り尽くして、玉がなくなってきたところが多くなってきたというような状態で、周期的に見ると金融機関の経営体力というものが期ごとに弱体化していくというような形になっていたわけです。そういった問題をどう考えるかということが1つです。

2番目に、債券流通市場のゆがみという問題がございまして、これは非上場債が先に申しあげましたように、原価法なものですから、低価法をとっている上場債よりも流通市場で好まれることになってきたわけです。

したがって、当時は同一条件でも上場債の方が非上場債より価格が低いという状態になってきた。原価法の非上場債の方が価格が高いということになり、それが上場債の売却を促したり、あるいはまた持っているほど、最後まで持っていない限りは評価損が大きくなるものですから、上場国債の売り急ぎというものを誘ってきたというようなことで、流通市場の当時の値崩れの1つの原因がこの評価方法にあるんじゃないかと考えたわけです。

そこで、本来これはいかにあるべきことかという問題に移るわけですがけれども、会

計原則でございますが、商法は37年の商法改正の前は時価以下主義をとっていたわけです。低価法だというふうに言ってもいいかと思いますが、当時の商法の考え方というのは、いわゆる財産法の立場から、要するに企業が解散した場合の解散価値をどうとらえるかという考え方で、非常に静態的に解散価値を考えるものですから、そこでその低価法ということとのつながりがあったわけですが、37年改正後は選択法に改めたわけです。これは原則原価法、例外低価法という書き方になっているわけですが、時価が原価より低いときは時価でもいいという意味の例外低価法なんです。

これは、よくご承知のとおり、いわゆる損益法の考え方を基盤にして、期間損益計算を重視していく、こういう考え方からきて、商法全体がご承知のように、財産法から損益法の方に考え方が改まっているわけでございますが、そういった流れの中の非常に重要な改正の1つであったと思います。

なお、この流れはその後も続きまして、49年の商法改正のときに、子会社の株式評価について低価法をとることを禁止するというような商法改正まで出ているわけで、流れとしてはずっとそういうことです。

要するに、債券を満期まで保有している分については、途中で多額の評価損が出て、それを、最後まで保有するわけですから満期に償還益がワーッと出るということが期間損益の狂いを呼ぶ、こういう考え方があるわけです。

それから、俗に考えますと、要するに期末のわずか1日の市況で赤字額が大きく左右されるというのは非常におかしいという考え方もあります。そういったようなことから商法、会計原則にこの際合わせる考え方というのは、むしろ原価法中心、あるいは選択制ということではないか、元来理屈でもそう思っていたわけですね。

もう1つは、統一経理基準との関係でございます。銀行の統一経理基準は42年に制定されました。このときは高橋英明銀行課長で、私はその下の課長補佐で、一緒に統一経理基準の作成作業をやったわけですが、その42年の統一経理基準のときは、有価証券の評価方法についてはほとんど議論がなされておりません。なされておりましたが、結果的には低価法になって、このときまで至っていたわけですが、当時は銀行が持っている上場有価証券というのはほとんど株式だったわけです。そこで、低価法というのが何ら異質なものではなかった。

債券はどうだったかといいますと、上場物は非常に少なく、大部分は非上場だった。非上場は原価法ですから、そこも実質的な問題は起こらなくて、結局上場債券と

いうものは非常に少なかったということで、大した議論は統一経理基準をやるときにしていないわけです。そのまま低価法できているわけですが、その後上場国債が大量増加したということから、この上場債券をどう取り扱うかということが議論されなければならないということになったんだと思います。

統一経理基準の精神から見ましても、長期保有は本来原価法が望ましい。短期保有はどっちかという低価法という考え方があると思うんですが、金融機関によって債券保有のビヘービアがいろいろでございます。したがって、実体に即して金融機関がみずから選択する方が適切ではないだろうか、こういう考え方をとったわけです。

統一経理基準で選択制をとるのは非常におかしいじゃないかという議論があったわけですけども、それは減価償却でも棚卸資産の評価方法でも、それなりに選択というものは元来認められているので、この場合だけおかしいということではなく、むしろ実体が違えば、それに合わすという選択制の方がいいんじゃないかなろうか、ただ、継続性の原則だけは守ってもらわないと困るよ、こういう考え方をとったわけです。

一方、ここに至るまでの検討で、アメリカのような制度ができないかということ随分検討したわけです。アメリカの場合には、金融機関の有価証券が投資勘定と商品勘定に分かれている。投資勘定の分は原価法に依りなさい。商品勘定は低価法に依りなさいということになっております。これは理論的にすっきりしていると考え、この分離が可能かどうかということを実は随分、12月に通達を出す前に何ヶ月かかかって調べたわけですが、どうも我が国の場合にうまくいかないで、恣意的に使われる可能性が非常に多いというようなことから選択制にした、こういうことでございます。こういったようなことで選択制に改めまして、税法上の手当も直ちに済ませて、当該事業年度からできるようにしたということです。

3. 堀議員の反論

米里 それから、それについての議論の問題になるわけですが、社会党の堀昌雄先生が猛烈に反対をされたわけですね。堀先生の反論というのは、全部で3回ございまして、1回目は54年12月26日の大蔵委員会金融証券小委員会でございます。これは、通達の出る2日前になるわけですが、堀先生が、どうも評価方法を選択制にしようとしているようだけれども、私は大反対であるとのことでした。そのときは、統一経理基準に

反するというようなことが主たる理由だったように思います。私は答弁しまして、若干のご説明をした。

そのときに参考人に佐々木直さんをお呼びしておられまして、佐々木さんにも答弁を求めておられる。

谷村 佐々木さんは……

米里 金融制度調査会長として。

しかし、そのときはそう大した話ではなかった。というと堀さんに怒られるかもしれませんが、翌27日にまた堀さんのところへ説明に行ったりしまして、それで12月28日に通達を出したわけです。

(1) 55年1月の衆院大蔵委

ところが、年が明けまして55年1月29日、堀先生は衆議院大蔵委員会で原価法反対の大演説をぶたれたということになったわけです。

そのとき堀さんが言っておられたのは、最大の問題は国債発行の歯止めをなくすという問題であります。堀さんが例に引かれたのは、昭和7年、高橋大蔵大臣のときに「国債の価格計算に関する法律」という法律を特別立法して、それまでの低価法を大蔵大臣の告示にする標準発行価格、ただし取得原価を下回らない、そういうふうにした。つまり、低価法を原価法に直したんだけど、これ以後、国債が評価損の問題がないんで容易に増発されるようになり、ついに戦前の大量国債発行を招いたというような大演説をぶたれて、今またその愚をもう1回繰り返そうとしているというようなことが1つでございます。

それからまた堀さんが言っておられたのは、銀行の健全性、資産の流動性を損なうことになるんじゃないか。これは多額の含み損を内蔵させることになるはずだ。こういう論拠であります。

3番目は、統一経理基準違反で経営比較が困難になるということ。

こういったことで大反対論をぶたれまして、もし選択で原価法をとる銀行があるとすれば、その銀行は経営上問題のある銀行に違いない。原価法をとる銀行がないように、国民的な運動として私はこれを取り上げたいという大演説をぶたれたわけですね。

ちなみに、この昭和7年の話というのは、どうも比較にならないというのが私どもの意見であったわけです。昭和7年のときは、まず商法も時価以下主義でございまし

て、会計学の考え方全体がそこまできていない時代でありますし、かつ当時の国債は日銀引受けの発行でございますし、いろんな環境が違っているので、我々としても別に国債発行の歯止め云々この評価損というものが関係するとは思われない。国債の歯止めというのは、やはりGNP、あるいは財政に占める国債の発行額、あるいは国債費、あるいは市中消化の原則、そういったようなオーソドックスなところでやるべきであって、評価損の問題をその問題に絡ませるのはいかがであろうかと思っていたわけです。

ただ、この日は私は堀さんの大演説の間に再三手を挙げまして答弁を求めたわけですが、その前に堀さんとは随分話し合っておりましたので、なかなか発言をお許しただけなくて、局長の言うことは、もう私はわかっておるというようなことを言われて、私としては非常にフラストレーションがあった記憶があります。

大臣に主として聞きたいということで、竹下大蔵大臣に質問された。大臣の方は、伺ってみると一理あるご意見でもあるんで、私としてもいろいろ勉強してみたいというようなトーンで答えておられたということであります。

(2) 参考人に質疑

それから、3回目に、これは55年3月28日に衆議院大蔵委員会で、参考人質疑、金融機関各協会の協会長に質疑がありましたときに、堀さんがまたこの問題を取り上げられて、各業界の意見を聞かれたわけです。

そのとき堀さんが言っておられましたのは、アメリカの制度が一番合理的である。これは、実は私どもの方から入れた情報なんです、これが一番いいんだ。したがって、そういうことをできないか検討を要するというようなこと、あるいは原価法をとったところは、低価法でやった場合の数字を示すべきではないかというようなこと、いずれにせよ国債のもとを減額しなくては、評価損問題などで国債問題を解決するというのはよくない、こういったようなことを言っておられました、1月29日の国民的大運動に比べて、やや態度は弾力的になっておられたということだと思います。

各参考人、業界代表の方々に、業界全体の意見を言えといってもなかなか言えないだろうから、あんたのところはどうするつもりかというのを一人一人答えてほしいというようなことを言われたわけです。

それに対して、まず全銀協会長は三井の関正彦さんだったわけですが、関さんが言

われたのは、アメリカのように区分するというのは、技術的に困難であるということと、原価法、低価法、どっちがいいかというのは、私どもの中でも意見が分かれております。こういう回答であります。

池浦喜三郎さん、これは興長銀代表。池浦さんは、原価法を採用します。ただ以前の評価法、つまり低価法によった場合の影響の表示というのは検討してみたい、こういうことを言われた。

信託の田代毅さん、これも、私どもは、国債は長期保有の目的で保有しておるので、原価法をとりたいと思います。なお、以前の評価方法による影響というのは池浦頭取と同様に考えております。

それから、吉国二郎地銀協会長、これはポートフォリオのあり方で各銀行が選択すべきであって、低価法を強制するというのはおかしいと思っているということ。

それから、相銀協の長谷川寛雄さん、当時は兵庫相互社長をやっておられたわけですが、私の方は低価法をとるつもりでいたら上京の前日に原価法に変わったと聞いて上京してきたと言われたので、満場爆笑というようなことで、相銀業界は3分の2が原価法をとると伺っているという返事でした。

それから、信金の小原鉄五郎会長は、絶対私どもの方は低価法である。金融機関の健全性という立場から見ても、統一経理基準から見ても低価法をとりたいと思っているということです。

それで、最後に堀先生が、低価法を採用するということは非常に勇気の要ることだと思う。敬意を表したいということで終わった。こういうことなんですね。

(3) 注記で解決

それで、堀さんの国会質問というのは終わったわけですが、その後、いろいろ私どもも堀議員と接触を重ねまして、結局、損益計算書に注記をするということで解決したわけです。

これは、ちょうど小山銀行課課長補佐が銀行法施行細則を改正してやってくれたということなんです。55年の8月30日付で、「本来の経常利益から有価証券関係の損益を控除した利益を損益計算書に注記する」ということで、注記ならいいやということで堀さんは収まった。

堀さんも態度が随分変わってこられて、最後は注記で完全に納得されたということ

ですが、一時は大変な反対論であったわけです。

4. 業界の論議と選択の結果

米里 この件が非常にユニークであったのは、この問題に関連しまして、珍しく金融界が真っ二つに割れて一割れたのは珍しくないかもしれませんが一表面的に大々的に紙面で論争が行われたことであったと思います。

賛否両論、真っ二つに割れまして、例えば日経の紙上で、村本周三第一勧銀頭取と松澤卓二富士銀行頭取とが全く別の説を唱えておられるというようなことで、当時の見出しを読みますと、松澤さんの方は、「低価法を守る、含み損は不健全」、こういう見出しになっている。横に村本さんの写真があって、「原価法へ移行、相場次第は困る」というようなのが出ていたということで、金融界としては非常に珍しく、いろいろな方が、理論闘争をやられた。しかも、かなりオープンにやられたという点が珍しかったと思います。

当時、反対をしておりましたのは、一部都銀、それから信用金庫の小原さん及び日銀、こういうことだったんです。もっとも日銀は、私どもの方に1回も反対は言っていないかもしれませんが、間接的に都銀から聞きますと、日銀が反対を言っているということでした。

谷村 日銀のどこですか。考査局か営業局ですか。

米里 営業局です。

鏡味 理由はよくわからないですね。結局は国債が出過ぎるという発想だったようです。

谷村 やっぱ歯止め論的な考え方ですね。

米里 そうだと思いますね。直接じゃないんですけども、間接的に鏡味君のところあたりに盛んに情報が入ってくるわけですね。

それから、賛成は、一部都銀、地銀、興長銀、それから信託、こういうことになるわけです。このとき非常に特徴的なことは、大蔵のOBの経営者の方々が、いずれも積極的支持であったということだったと思います。

いずれにいたしましても真っ二つに割れまして、しばらく論争が続きまして、しかも実際にどちらを選ぶかというのが腹の探り合いで、疑心暗鬼になりまして、いろいろな情報が乱れ飛び、私のところへも直接、みんながどちらをとりそうかということ

を随分トップに近い人たちが聞きにきて、様子を見ていた、こういうことであります。

谷村 1回右と決めたら動かさないからね。

米里 そうですね。

それで、都銀の中で反対しておりましたのは、さっきの話にも出ておりましたような富士の松澤さんと、それから三菱も反対していたんですが、土壇場になって三菱が低価法説から原価法説に変わったというのが業界にショックをもたらしたというような事件がありました。

結局、その結果でございますが、55年3月期、都銀では原価法をとったもの6行、9月より原価法に移ると宣言したもの1行、低価法をとると言ったもの6行、ちょうど6対1対6で、真っ二つに割れたということでございます。

地銀は、原価法をとるということになったもの52行、低価法11行。

信託、長銀は、全行原価法。

相互銀行は、原価法48行、低価法23行。

信用金庫は、原価法72、低価法390。

大体こういうふうに割れたわけでございます。

このお話をしますために、現在一体どうなっているんだろうなということで、この間、調べて数字を持ってきてもらったんですが、それを見ますと、60年3月期で、都銀、信託、長銀は変わりありませんが、地銀は、さっき申し上げた52行の原価法が55行にふえております。それから相銀は、48行が59行にふえております。それから信金は、72が107にふえているというような変化があったようでございます。

以上が評価法の変更なんですが、ある意味では、これはわりあい純粋な理論闘争みたいなところがあり、金融界もオープンに議論をしたというようなことがあって、堀さんが非常に反対されたというんで難航はしましたけれども、それなりに一種の独特のストーリーだったように思います。

以上でございます。

谷村 ありがとう。きょうは他に格別伺うことはありません。非常によく整理してきていただいてありがとうございました。

—了—